

平成24年度 事業計画

社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会

社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会

事業計画

【基本方針】

昨年3月11日、日本における観測史上最大の規模となった東日本大震災。あれから1年以上たった現在においても、多くの方々の行方が分からぬままとなっています。

未だ処理できずに高く積み上げられている瓦礫、また、原発事故による影響など、さまざま多くの問題を残しています。

また、これらの影響だけにとどまらず、今現在も34万人を超える方々が避難生活を強いられており、事業停滞などにより雇用が生み出せないなどの影響も加わり、生活保護受給者数は208万人を超え、過去最多となっています。今後は東日本大震災の被災地における失業保険の特例が切れることから、さらに生活保護受給の申請件数は増加すると予想されています。

このような暗い話題が続く中、被災地支援のために各地から立ち上がったボランティアは2月末現在で93万6900人。各地において災害時を想定した避難訓練や様々な研修会や講習会が開催されるなど、全国的な災害に対しての理解や関心の高さがうかがえます。

「社会福祉協議会」は地域福祉推進の中核的な役割を果たすべく、平常時から地域住民をはじめとし、行政、関係機関、ボランティアや各種団体など、あらゆる社会資源を活かした活動の展開が求められています。災害時の対応は慌てること無く、平常時の延長であるという認識のもとに、日常的な活動の実践ができる体制を目指します。

「福祉」とは「町民一人ひとりが幸せな生活を営む」ことであり、こどもからお年寄り、障害者すべての町民がその対象であります。

町内全世帯が社会福祉協議会の構成員となることを目標とし、社会福祉活動に参加するという認識を持っていただけるよう住民の皆様へご理解いただくために、より地域に根差した地域福祉活動の拠点として機能させ、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

【重点目標】

1. 社協会員の増強
2. 災害時における社協職員、ボランティア組織体制の整備
3. 広報・啓発活動の推進
4. 社協職員の人材育成

【事業内容】

法人運営事業関係

1. 法人運営事業

- (1) 理事・監事・評議員会等の開催
- (2) 社協会員増強運動の実施
- (3) 役職員研修の実施及び各種会議、研修会等への参加
- (4) 連絡調整機能の充実
- (5) 社会福祉関係機関・団体との連携
 - (行政、民生児童委員・ボランティア・県及び市町村社協)
- (6) 地域福祉活動計画策定に向けてのアンケート調査、住民座談会開催、委員会発足
中泊町社会福祉協議会の地域福祉への取り組みがより意義あるものとするため、住民からのアンケート実施や住民座談会を開催し、住民の福祉意識調査を行い、新たな課題抽出を行う。
その結果に基づき5年先までの当会の活動計画、運営指針を策定する。
- (7) 成年後見制度「法人後見」への取り組み
地域福祉の一環として成年後見制度に取り組む社協が本県においても広まってきており、中泊町での本事業の必要性等について調査し、事業の実施のための準備を行う。

2. 企画広報事業

- (1) 「社協だより」の発行（毎戸配布、隔月発行「年6回」）
町民へ社会福祉に対する理解や関心を深めていただくため、社協活動の紹介、行事のお知らせ等、様々な情報を提供する。
- (2) 「社協ホームページ」の管理運営
社会福祉協議会のホームページを開設し、定期的に情報を更新、社協だより同様、社協活動の紹介、行事のお知らせ等、様々な情報等若年層を中心とした町民以外の方へも広く公開する。

3. 心配ごと相談所運営事業

- 中里本所は毎月第2と第4の水曜日、小泊支所は毎月第3の水曜日（祝日の場合はその翌日）心配ごと相談所を開設し、町民の生活上のあらゆる悩みごとに応じ、適切な助言、指導を行い、問題の解決に協力する。
- その他、特設合同相談の開催。（年2回）

4. 高齢者交流事業

- (1) 一人暮らし高齢者交流事業「ふれあいの集い」の実施（中里地域 年2回）
70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に当事者間の交流による仲間づくりを通じ、孤独感の不安や解消につなげることを狙いとし開催する。
- (2) 一人暮らし高齢者交流事業（小泊地域）
- (3) ふれあい昼食会（小泊地域）

5. 配食サービス事業

調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問、栄養のとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行う。

6. ボランティアセンター事業

- (1) ボランティアセンターの運営（相談、登録、斡旋）
- (2) ボランティア活動保険料の助成
安心してボランティア活動に従事していただくため、ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償する保険の掛け金の助成を行う。
- (3) ボランティア推進校事業の実施
小さい頃からの福祉に対する理解と関心を促し、さらに、地域社会へと広げるための地域福祉活動を行うための助成を行う。

7. 見守りネット事業

認知症症状を有する人たちの事故防止等安全確保を図るため、携帯用発信機を貸与、行方不明時の早期発見、地域見守りネットの形成を目的とし、実施する。

8. 母子寡婦福祉社会交流事業

9. 北郡・つがる市社協事業

- (1) 北つがる地区療育キャンプ「愛の輪ひろば」への参加
- (2) 北つがる地区レクリエーション「太陽の子の集い」への参加
- (3) 北つがる地区レクリエーション「ゆきん子の集い」への参加
障害者・家族同士の仲間作り・ボランティア心向上の場を提供する。

10. 福祉機器貸出事業

要介護度1以下の介護を必要とする町民に対し、ギャッジベッド等の福祉機器の無料貸し出しを実施。

1 1. 生活福祉資金貸付事業事務（県社協事業の窓口）

（1）生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者、または高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助を行い、経済的自立等、安定した生活を営んでもらうため実施。

（2）償還促進運動の実施

生活福祉資金借受世帯の自立更生の目的を踏まえ、滞納世帯等に対し有効適切な償還指導を行うために実施。（年2回）

1 2. 郡社協事業

（1）理事会、総会への参加

（2）シルバーゲートボール北郡選手権大会（グラウンドゴルフ大会）への参加

（3）北津軽郡シルバー囲碁・将棋大会への参加

（4）北津軽郡社会福祉大会への参加

1 3. 福祉安心電話サービス事業

町老人日常生活用具給付等事業の緊急通報装置の決定を受け、県社協へのサービス加入申し込みにより、対象者に緊急通報システムを設置。

1 4. 団体事務局

（1）中泊町老人クラブ連合会活動（事務局）

・町老連、中里支部、中里支部女性部、小泊支部

（2）中泊町身体障害者福祉会活動（事務局）

（3）中泊町母子寡婦福祉会活動（事務局）

・中里支部、小泊支部

（4）中泊町中里地区遺族会活動（事務局）

（5）中泊町花いっぱい推進会議（事務局）

（6）ボランティア連絡協議会（事務局）

（7）北郡老人クラブ連合会（事務局）

（8）西北身体障害者福祉連合会（事務局）

1 5. 共同募金

青森県共同募金会中泊町共同募金委員会への協力

1 6. 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などの人が、自立した地域生活が送れるように権

利を擁護することを目的に県社協（基幹的社協）が実施する事業の窓口となり、各種相談に応じる。同時に、事業による援助の必要が見込まれる場合には、基幹的社協、生活支援員と連携を図りながら利用者援助を実施。

17. 地域密着型サービスの外部評価調査員業務

青森県社会福祉協議会からの調査員として委嘱を受け、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の書面調査並びに訪問調査をおこなう。

たすけあい資金貸付事業

低所得者を援護するため緊急を要すると認められる者に対し、貸付を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ましめることを目的とする。

福祉基金運営事業

福祉の振興を図るため、寄付金、その他を原資とした福祉基金を設置。

（現在、運用益金が少ないので、積立のみとしている）

公共施設管理運営事業

1. 中泊町老人福祉センター

・老人福祉センター管理運営（指定管理者制度）

毎週月・火・水曜日に福祉バスで送迎、入浴時間を午前9時から午後1時までとし、60歳以上の方に温泉の無料開放を実施。

2. 中泊町高齢者生活福祉センター（指定管理者制度）

・高齢者生活福祉センター管理運営

毎月最終日曜日の午前9時30分～正午までの時間帯を男性の方、午後0時30分から午後3時までの時間帯を女性の方とし、町民の方へお風呂の無料開放を実施。

3. 中泊町生活支援ハウス

高齢者生活福祉センター居室を提供し入居者の自立支援を行う。

4. 中泊町認知症グループホーム しおさい（指定管理者制度）

要支援2または要介護1から5の認定を受けた認知症高齢者、家庭環境などにより家庭での介護が困難な方等を対象とし、24時間介護体制、また医療機関との連携により、楽しく家庭的な雰囲気の中で安心して生活できる場の提供を行う。

福祉推進事業（受託事業）

1. 配食サービス受託事業

調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問、栄養のとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行う。

2. 寝たきり防止事業

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援する。

3. 高齢者の生きがいと健康づくり事業（宝寿大学事業）

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

ほのぼのコミュニティ2 1 推進事業

1. 地域福祉推進員の設置

2. ほのぼの交流協力員事業

・ほのぼの交流協力員の設置

町内会を単位として、高齢者や障害者などの要援護者を支え、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

3. 子どもほのぼの協力員事業

・子どもほのぼの協力員の設置

地域社会の中で、幼い頃から住民ボランティア活動を実施することにより、子どもに福祉の心を知ってもらうとともに、地域全体で子どもを育成することを目的とする。

4. ボランティア活動促進事業

・ボランティア活動保険料の助成

居宅介護支援事業

・要介護認定調査（町受託）

通所介護事業

（1）通所介護事業

- (2) 介護予防通所介護事業
- (3) 障害者福祉サービス事業
- (4) 通所型介護予防事業（町受託）
- (5) 生きがい活動支援通所事業

訪問入浴介護事業

- (1) 訪問入浴介護事業
- (2) 介護予防訪問入浴介護事業

中里訪問介護事業

- (1) 訪問介護事業
- (2) 介護予防訪問介護事業
- (3) 障害者福祉サービス事業
- (4) 生活管理指導員派遣事業（町受託）
- (5) 生活支援ホームヘルパー派遣事業

小泊訪問介護事業

- (1) 訪問介護事業
- (2) 介護予防訪問介護事業
- (3) 障害者福祉サービス事業
- (4) 生活管理指導員派遣事業（町受託）
- (5) 生活支援ホームヘルパー派遣事業

患者等移送事業

高齢者等単独での移動が困難な人であって、単独では公共交通機関を利用するのが困難な人に対し、居宅と医療機関との間の移送及び介護サービスを連続して行うことにより、引き続き地域での在宅生活が維持できるよう支援することを目的とする。

- ・介護輸送
- ・ケア輸送（利用者の増加に伴い、登録運転手1名増員）

介護分野人材育成事業

県の緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受けて、通所介護事業・認知症対応型共同生活介護職員として働きながら介護資格（ホームヘルパー2級）の取得ができるよう支援する。